

# 第 1 2 回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 1 年 1 2 月 8 日 午後 4 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事 2 名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 1 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 第 6 1 号議案 新型インフルエンザ対応における休業日の授業 実施について 2. 第 6 2 号議案 臨時職員の任免  3. 報告事項 行政情報公開請求について  4. 報告事項 隣接校選択制度の検証と今後の方向性（素案）につ いて 5. 報告事項 非常勤職員の任免  6. 報告事項 平成 2 1 年度昇任選考結果について  7. 報告事項 読書フェスタについて	

## 審議経過

委員長)

第12回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は廣田委員と加藤委員にお願いいたします。なお、傍聴希望の方が1名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

### (1) 第61号議案 新型インフルエンザ対応における休業日の授業実施について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

具体的にどの教科の時数が足りないのでしょうか。

教育指導課長)

小学校の場合は、担任が全科を受け持ちますので、すべての担任がそれぞれの教科の時数をチェックしています。それに基づき、時数が足りない教科を多く確保できるようにして、各教科のバランスをとるしくみになっております。具体的な教科の時数について把握はしておりませんが、過不足のあった不足の部分についての教科を計画的に行うとこのことです。中学校は教科担任制ですので、教科ごとに過不足がはっきり出てまいります。中学校に比べると、小学校は柔軟に対応ができます。

委員)

余剰時数がマイナスのクラスだけ授業を行うというわけにはいかないのでしょうか。

教育指導課長)

ご指摘のとおりですが、3学期にも季節性インフルエンザが流行し、学級閉鎖等になる可能性があります。また、保護者や地域の方々からも、これだけ閉鎖をして授業は大丈夫なのかという声もいただいております。6年生については、10月は3日間連続して学級閉鎖をしておりますので、1日授業を確保することにより、保護者や地域の方々に安心をしていただけたと思います。余剰時間がマイナスのクラスに関しては、学級閉鎖中は家庭学習の課題を与えております。

教育長)

6年生はこれから卒業式を迎え、子どもによっては受験等もあります。学校としては多少余剰時間があっても、今回は中間点での調整ですので、余剰時間はできるだけ確保して、卒業式まで全課程を修了させることを重視したのだと思います。

委員)

保護者からは余剰時間がプラスなのになぜ授業をしなければならないのかといった声が出てくると思います。これについてはどのような説明責任を果たすのでしょうか。

また、中学校は教科ごとに過不足が生じるとのことですが、それについては教育委員会事務局としては把握されているのでしょうか。そして学校には、教科の過不足についてき

ちんとかつかむよう、指導をしているのでしょうか。

最後に、他の小・中学校は休業日の授業実施はしないのでしょうか。今回の学校だけが突出しているのでしょうか。

教育指導課長)

4年生の余剰時間のプラスについては、2日間閉鎖をしたことに加えて、今後3学期に閉鎖等があった場合はまだ心配な時数です。4年生から6年生はこれを機に休業日の授業実施を行います。保護者会等で丁寧に説明をしていくことで、十分理解は得られると思います。逆に1年生は4時間授業を5時間授業にしたりすることができますので、休業日に授業をしなくても対応ができます。4、5、6年生は、6時間を7時間にすることは厳しいので、今回のように休業日実施をすることにしました。

全校の教科の把握についてですが、毎年学期末に、教務主任から時数の計算を提出してもらっています。例年は2学期分は1月に入ってからの集計ですが、今年度は12月末までに提出するよう、教務主任会で指示をいたしました。毎月の授業時数の計算は教務主任が行っておりますので、正確な数字を12月中に把握したいと思います。

全校の授業時数については、指導主事が一覧を作ってチェックをしております。当初はどの学校も余剰時間を20時間くらいとっていますが、欠時数が2桁になったのが小・中学校で1校ずつです。中学校は学期内に7時間授業をして対応できるとのことなので、休業日の授業は実施しないとのこと。ただ、欠時数が多いので授業時数を確保するためにも、3学期になってから休業日の授業実施を検討中の学校もあるようです。そのときはまたご報告したいと思います。

委員)

保護者に欠時数のデータなどは周知するのでしょうか。

教育指導課長)

データそのものは見せることはありません。12月に保護者会がありますので、欠時数を説明することはあると思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第61号議案了承)

## (2) 第62号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

都費職員の代替なのでしょうか。

教育指導課長)

そうでございます。

委員長)

臨時職員の場合は、仕事に慣れているということもありますので、なるべく同じ方に仕事をしていただくという方針なのでしょうか。

教育指導課長)

学校の立場としては、同じ方に仕事をしていただくのが望ましいと思います。また、当該中学校は仮校舎移転の事務作業等もあるので、同じ方がいいという校長の要望もごさいます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第62号議案了承)

### (3) 報告事項第1号 行政情報公開請求について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

昨年の教育委員会の会議録にあるとおり、売却にあたっては碑の保存と管理が条件となっています。改めて申し上げなくても、今後話し合いをしていくと思いますが、そのときはまた教育委員会に報告をしていただけるのでしょうか。

教育総務課長)

情報公開請求により、教育委員会事務局が持っている資料だけではなく、区長部局が持っている資料も公開いたしました。その中には、3月に交わした売買契約書も添付いたしました。売買契約書の中で、保存と管理が条件として含まれております。ただ、これを新しい所で地上権を設定して碑を設置し保存管理する予定ですが、まだ工事が進んでいない状態ですので地上権設定まで進んでいません。

委員)

情報公開請求に応じたあと、何かアクションはあったのでしょうか。

教育総務課長)

今のところございません。

教育長)

区長部局とも慎重にかつ、教育委員会事務局の部課長内で確認をとりながら、行政情報公開請求に応じることが大切です。一部非公開の部分の可否については情報公開の部署との検討を経て、今回は公開をしたという経緯です。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

### (4) 報告事項第2号 隣接校選択制度の検証と今後の方向性(素案)について

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員)

隣接校選択制導入の課題のところに、小学校間の格差校正とあります。格差という言葉に抵抗を感じますが、ここでいう格差とは何を指しているのでしょうか。

学校運営課長)

これは環境整備という意味で、子どもスキップが整備されているかどうかなどそれぞれの学校で条件が違います。格差としてしまうと抽象的で広がった意味を持ってしまいますので、記述方法を「条件整備」などとしていきたいと思います。

委員)

各学校が特色ある教育活動に取り組んでPRをして行っているとありますが、選択希望理由を見ると、学校の特色が上位には入っていません。特色をPRしている割には、保護者や子どもの意識は少ないのではないかと思います。

学校運営課長)

学校の特色に関しては上位に目立つというわけではないですが、小学校の選択理由の4位や5位に「校風・教育方針」があります。このあたりが学校の特色に近いと思います。これが上位にきていないということで、課題の中に特色作りやPRが必要であると結論付けをいたしました。

委員)

確かに特色というものは大事だと思います。基礎・基本的なことを特色とするのか、特別な活動をしているのでそれを特色とするのか、何をもって特色とするかにより全然違ってきます。いじめや不登校がないということが特色ということもありえます。学校も特色を一生懸命考えて、何とかしなければいけないという意識があると思います。伝統的に続いているものを特色とするのか、新しいことを特色とするのか、例えば小規模校対策をするということがかえてマイナス要素にならないのかという懸念も生まれてきます。やはり教育委員会事務局としての手の入れ方は難しいと思いますが、PR対策は大事だと思います。目立つことだけが特色ではないということをはっきり打ち出して、安定した学校作りをしていってほしいと思います。

教育長)

23区中19区が何らかの学校選択制を取り入れています。高密都市、豊島区の特色として、都市化で近隣に同校種の学校があるからこそ学校選択ができるのです。学校選択制がない時代は指定校変更という手続きになり、それが多くの問題を生み出しました。希望校に入りたいがために、寄留や住民票を移すなどの拳に出る人が毎年いて問題になったわけです。そこで都市化した区内で選択可能であれば、弾力化していく必要があるということになり、豊島区は学校選択制を取り入れてきました。

一方で保護者の学校選択理由をみると、私どもの意図と合致していたかどうかという見直しをする必要があります。豊島区では積極的な開かれた学校づくりということで、学校参観週間を導入しました。全都でも一番長い日数をかけて行ったのは豊島区だと思います。それにより、学校の概要をよく分かってもらったり、学校の説明資料を作ったりと、その内容を充実させながら、豊島区教育委員会で学校説明会も行ってきました。非常に丁寧に学校説明会を行っていますが、学校選択の理由をみると、「学校の特色に好感がもてた」という理由は挙げられていません。学校の特色も大事ですが、それが保護者や子どもの満足度につながるかということに、重点が置かれているのだと思います。これからはそういった視点を広げていくことが必要であると思います。学校は教育の質や人間関係について目を向けてほしいと思っておりますが、保護者は友人関係や兄弟・姉妹が在籍という理由で学校を選んでいきます。保護者にもっと選択眼をもって、学校参観週間や学校説明会に来ていただくよう私どもはアピールしていくべきです。

また小規模化している学校は、地域との関係が薄くなってしまわないかという不安があります。自分が通う学校の地域と自分が住んでいる地域との関係がうまくできているのかということは、私どもにも課題があり、学校にも課題があります。そして保護者側にも課題があるということ、検証を進めながらアピールする必要があると思います。完成されたシステムではなく、現状の体制下で実ってきた成果も分析して、調査・研究をしていくべきです。

委員)

公立学校の特色を出すのは難しいと思います。事務局としては、何かお考えなのでしょうか。

教育総務部長)

公立の小中学校でどこまで特色を出して教育活動を行うのかということは、義務教育の範疇ですので学習指導要領もありますし、限界があります。ただ考えられる方策としては、校長の経営方針をホームページに公開したり、学校参観週間を行ったり、また、外部組織として学校運営連絡協議会もあります。各学校がどういう考えで、どういう教育活動をしていくのかということ、アピールすることは重要だと思います。義務教育という範疇ですから、区立の小中学校で過度に特色をあおって、不必要な競争を導入することは本意ではありません。ですから限界もあり、難しいのだと思います。教育の原点は、子どもたちの基礎的な力を伸ばしていくことにありますので、それに資するという方向で各学校の校長の経営方針を支援するというを考えていきたいと思っております。

委員)

指定校変更制度は個別審査で変更が許可されるということですが、個別審査は難しいものなのでしょうか。

学校運営課長)

平成12年度まではこの方法を使っておりました。兄弟がいることや親の勤務先が近い

等の理由を総合的に勘案して、順位付けをするということですので、制度運営は難しいと思います。隣接校選択制をとって、一斉の募集をして抽選をした方が、オープンな制度だと思います。現在、学校選択制度を導入していない区は、個別審査をして指定校変更を行っています。20%前後の指定校変更を承認せざるをえない区もあるようです。

委員)

隣接校選択制の方がオープンな制度ということにより、保護者の80%以上の支持を得ています。現状の制度としては良い制度であることが言えると思います。ただ、小規模校を何とかしていくために特色を打ち出しているのですが、保護者にはなかなか見えてこないという現状があります。特色を打ち出して学校間の競争をあおることは好ましくありませんが、もう少し特色について考える余地はあると思います。情報提供の仕方や情報の量を考えていったらいいのではないのでしょうか。

学校運営課長)

小規模校の中に、学校のPRを学区の就学予定児童にしたいというところがありました。学校説明会の案内を夏に送るときに、一緒に同封をした経緯がございます。他の希望する学校にもA4で1枚にまとめていただき、送付いたしました。今回の学校はPRに力を入れたいとのことで、芝生化の予定やICTの整備予定、公表できる範囲での学力調査結果などを盛り込んでおりました。そういう方法はターゲットも定まっておりますので有効であると思っております。来年度以降も充実をしていきたいと考えております。

委員長)

これからは、私立の学校が子どもを獲得していくことに必死になってくるでしょう。豊島区は地理的にも文京区が隣にありますし、公立の学校としては健闘していると思います。電車に乗ればどこにでも行けますので、その中で隣接校選択制をどうとらえるかということがこの案に盛り込まれているといいと思いました。

教育長)

学力テストについてもこの3年間、着実に成果が上がってきています。子どもの学力をつけるために、教師は必死に努力していると思います。学校が頑張っている姿をもっと率直に評価していただくことが、保護者や地域の満足度を高めていることにつながります。これだけ競争が激しい中で、学校が頑張っている姿を見直し、アピールするよい機会を得ると同時に、保護者にも学校選択に際して学校を見る目をふくらませてほしいと思います。

また、小規模校に関しては保護者や地域の方は不安や焦りがあると思います。今まで本区は適正規模や適正配置を行ってきましたので、学校が小さくなったら無くなってしまうのではないかと、無くなってしまうのなら大きな学校へ行こうという考えが働いているのかもしれない。小規模校の良さを教育委員会事務局はアピールをし、学校経営や受け入れに困らないよう、支援をしていくことが大事です。目に見える形で対応策を考えていくことが必要だと思います。

一方で、大規模校は教室の不安や設備面が学校の規模に合っているのかなど、選ぶ側よ

りは、学校経営をしている校長や教職員の側の方が心配を抱えています。必要な対応をしていくということを率直に伝えておかなければなりません。小規模化、大規模化している学校両方に対して、不安を解消する為の手を打っていくというスタンスを示していくべきだと思います。

委員)

隣接校選択結果をみると、大体、保護者の選択が反映されていると思います。例えば小規模校は、隣接校選択の増を増やすために、教職員が地域に対して何か積極的に働きかけることはあるのでしょうか。

教育総務部長)

小学校によっては、地域の幼稚園や保育園を訪問してPRをしたり、例えば運動会や学芸会などの学校行事と一緒に参加するところもあります。

委員)

校長や教頭が家庭を訪問して学校のPRをしたら入学者が倍増したという例もあります。待っているだけでは子どもたちは集まりません。熱意は伝わりますので、自負と誇りをもってPR活動をすることが大事だと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (5) 報告事項第3号 非常勤職員の任免

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (6) 報告事項第4号 平成21年度昇任選考結果について

< 教育指導課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

A選考、B選考、主幹教諭選考の倍率が低いです。倍率が3倍を割ると優秀な人材を選べなくなるといわれています。今後はどういう見通しなのでしょうか。

教育指導課長)

東京都もこの状況を打破するために、受験者の掘り起こしに努めています。主幹教諭が足りないということでしたが、豊島区では合格者が出ております。主幹教諭は教育管理職選考の受験資格を有しますので、主幹教諭を掘り起こし、主幹教諭の中から将来の管理職を育てていきたいと考えております。

委員)

再任用の状況について教えてください。

教育指導課長)

小学校のB選考は、本来160名くらい必要なところですが、合格者はそれに達しておりません。現実問題として来年度は何とかなりそうですが、再来年度は厳しい状況です。東京都からも、小学校の副校長の再任用をぜひお願いしたいということで、65歳まで在職できるようになりました。また、中学校から小学校への管理職の配置ということも必要であり、それをしていかないと補えないということもあります。中学校、高等学校の方が倍率は高いので、高等学校から中学校、中学校から小学校へ配置を転換し、そして再任用を活用しながら、この数年はしのいでいかなければいけないと思います。

委員長)

教育管理職や主幹教諭にならない方の割合はどれくらいなのでしょう。

教育指導課長)

小学校の主幹教諭選考の申込率は5%、中学校は4.2%となっております。

委員)

選考を申し込まない理由は何でしょうか。

教育指導課長)

主幹教諭は管理職ではありませんが、教務主任や生活指導主任など重要な役割を与えられております。指導力のある教員もありますが、小学校は女性の教員も多いので、子育てや介護事情を抱えたり、あるいは学級経営に専念したいなどさまざまな事情がございます。こうした事情から選考を受験しにくいということもありますが、こういったことを配慮しながら、受験率を高めていく必要があると思います。

委員)

主幹教諭手当などはあるのでしょうか。

教育指導課長)

手当はございます。

委員長)

教員はどういう仕事なのかという説明は大学側にあるのですが、教員になったあと、どのように自分の人生を設計していくのか、どのような可能性が開かれているかという説明は欠除していると思います。学生たちは教員になるまでは努力をしますが、教員になってから、学校経営をしたいと思わせるような説明を受ける機会が大学生には少ないと感じます。

教育指導課長)

東京都では毎年、自己申告に合わせてキャリアプランというものを作ることになっています。一人一人が5年後、10年後にどのような姿になっているか、教科指導のリーダーになっているのか、学校運営のリーダーになっているのかを書き出し、それに対する必要な研修を校長の指導のもとに受けます。東京都はそういったしくみで工夫をしています。

今後こういう状況が続けば、民間人校長や行政の校長に代わる可能性もあります。教師になった以上、教壇で直接子どもを教える魅力と学校全体を考える魅力の両方を発信していかなければいけないと思います。次世代の学校経営者を教員の中から育てていくことに、流れを取り戻していきたいと思います。

委員)

東京都は教員採用の要綱やパンフレットの中にも、教員の魅力や年代の応じた研修制度があることを謳っています。東京都の方から積極的にそういったPRをしていただきたいと思います。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (7) 報告事項第5号 読書フェスタについて

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(午後5時45分 閉会)